

ハイターの濃度・希釈

～約1,000ppm(0.1%)の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方～ (使用期限:1か月間)

市販されている次亜塩素酸ナトリウム(ハイターなど)は5～6%の濃度です。500mlのペットボトルを用いて希釈すると便利です。500mlのペットボトルの蓋(ふた)は1杯5mlです。

- ①次亜塩素酸ナトリウム製品の原液をふた2杯(10mL)ペットボトルに入れる。
- ②水道水を入れて500mlとする。

消毒箇所	次亜塩素酸ナトリウムによる処理	1000ppm次亜塩素酸ナトリウム液の希釈
まな板・包丁・調理器具	200ppmで30分浸漬	5倍
ドアノブ・カーテン・リネン・テーブル・遊具・日用品	200～500ppmで清拭	2～5倍
トイレ・浴槽	300ppm以上で清拭	3倍
嘔吐・糞便の箇所(床など)	ペーパータオルで取り除いたのち1000ppmで清拭後、水拭き	そのまま(1倍)
本人のリネン類・衣服	1000ppmで30分浸漬	そのまま(1倍)

参考:内閣府 食品安全委員会

※ 使用後の手袋、ペーパータオル、汚物等はビニル袋に入れて捨てるだけでなく、1,000ppm次亜塩素酸ナトリウム液を入れて捨てるのがなお良い。

次亜塩素酸ナトリウムの使用上の注意

- 手指等の体の消毒には絶対使用しません
- 次亜塩素酸ナトリウムは他の薬品と混ぜると有害物質が発生する危険性があるため、絶対に混ぜません
- 作業時は、マスクと手袋を使用し、換気を十分に行います
- 保管容器はきれいに洗浄しておきます
- 誤用しないように注意します(ラベリング、子供に注意)
- 光の当たる場所や高温に達する場所では保管しません
- 使用期限を定めます
(目安200ppm: 1週間 1000ppm: 1か月間)
- 次亜塩素酸ナトリウムは金属腐食作用があるため、消毒後水拭きをします
- 嘔吐物に含まれる胃酸と反応して塩素ガスが発生する恐れがあります

おもな次亜塩素酸ナトリウム 商品

5%



1%



6%



混ぜるな危険！！ とは・・・

1. **酸性の洗剤** トイレ用の洗剤は酸性のものが多いので要注意です。それらの洗剤にも「混ぜるな危険」の表示があります
2. **お酢やクエン酸** 石けん生活を送っている人の中には、お酢やクエン酸を使っている方も多いと思いますが、これらは立派な「酸」です。カビ取り洗剤を使った後、中和しようと思って、お酢などをスプレーしたら危険です
3. カビ取り洗剤をお風呂場で使って、長時間放置した後も危険です。**空気中の炭酸ガス(酸)**がカビ取り洗剤のアルカリ剤を中和して、自然に塩素ガスが発生します。カビ取り洗剤を使うときは、必ず換気扇を回してください

「キッチンハイター」と「ハイター」の違いは？

キッチンハイターとハイターは、どちらも次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする塩素系の漂白剤ですが、台所で使うキッチンハイターには洗浄成分がプラスされているので、漂白と同時に軽い汚れまで落とせるのが特徴です。



どちらも5%で、殺菌・消毒作用に変わりはありません。

冬に多いウイルス性胃腸炎

		ロタウイルス胃腸炎	ノロウイルス胃腸炎
病原体	病原体	ロタウイルス	ノロウイルス
	感染経路	経口感染「糞便－経口」、接触感染	経口感染「糞便－経口、汚染食品(生牡蠣など)」、接触感染
	流行シーズン	冬～春(ピーク:2～3月)	冬～春(ピーク:1～2月)
病態	好発年齢	生後6ヵ月～2歳	全年齢層
	主な症状	発熱、嘔気、嘔吐に続き、下痢が始まる (発熱、嘔吐は2日以内におさまる)	嘔気、嘔吐、下痢、腹痛 (一般に軽症)
	その他の症状	熱性けいれん、無熱性けいれん、肝障害 (成人では、軽症又は、不顕性感染※ ¹)	発熱(38℃前後)、軽いかぜ様症状 (不顕性感染の場合もある)
	便の特徴	水様性の白色便(約半数にみられる)	水様性の便
	潜伏期間	1～3日	12～72時間(通常24～48時間)
	排泄期間	10～12日	7日(長いときは1ヵ月)
	罹病期間 <small>りびょう</small>	3～7日	1～3日
診断	診断キット	迅速診断キットについて 裏面参照	NV-AD「生研」(デンカ生研) ・糞便中のノロウイルス抗原の検出 ・測定時間:約3時間(検体調製、洗浄含む)
治療		対症療法(特効薬はない):経口補液(ORS) ^{*02} や輸液による水分補給、電解質補正	
行政		<ul style="list-style-type: none"> ・感染症法:「感染性胃腸炎」として五類感染症に分類。定点把握感染症※² ・学校保健法:状況により学校長などが出席停止を判断する ・食品衛生法:ノロウイルス食中毒の場合は、24時間以内に保健所に届出 	

※1:不顕性感染－感染しても発症しない

※2:定点把握感染症－感染症の発生動向を調査するために、指定届出機関(定点)が保健所に届出